

遊心苑通所リハビリテーション事業所
運営規程

遊心苑通所リハビリテーション事業所

(事業の目的)

第1条

社会福祉法人遊心苑が開設する遊心苑通所リハビリテーション事業所(以下「事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を行うために、人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態(指定介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)にある高齢者に対して、常に適切な指定通所リハビリテーションまたは指定介護予防通所リハビリテーションサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条

事業所は、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)にある高齢者に対して、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。

2. 事業の提供にあつては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立つて行うものとする。
3. 事業の運営にあつては、関係市町村・地域包括支援センター・老人介護支援センター・指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者・介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 遊心苑通所リハビリテーション事業所
- 二 所在地 秋田市添川字境内川原196番地1

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条

事業所に勤務する職員の職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 医師 1名
医師は、利用者の健康管理業務を行うとともに、適切な医療サービスの提供にあたるものとする。
- 三 作業療法士 2名以上
作業療法士は、指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション](作業療法)サービスの提供にあたるものとする。

- 四 介護職員 6名以上
介護職員は、介護サービスの提供にあたるものとする。
- 五 運転手 1名以上
運転手は、利用者の送迎にあたるものとする。

(営業日および営業時間)

第5条

事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- 三 サービス提供時間 午前9時30分から午後4時までとする。

(指定通所リハビリテーション事業所の定員)

第6条

指定通所リハビリテーション事業所の定員は、25名とする。

(事業の内容)

第7条

事業所は、以下に定める事業を行うものとする。

- 一 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画の作成
- 二 機能訓練
- 三 その他必要とするサービス

(利用料)

第8条

指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)が法定代理受領サービスであるときは利用者の所得により利用者負担として1割、2割または3割の支払いを受けるものとする。

2. 前項の他、利用者から次に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

利用料として、食費・理美容代・おむつ代。

3. 当事業所の利用料は、別表の料金表に掲げるとおりとする。これらの料金については、算定の根拠となる前提が変わった場合や介護保険制度の変更や社会経済的な大きな変動があった場合には変更することがある。

4. 法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)の利用料の支払いを受けたときは、サービス提供証明書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条

通常の事業の実施地域は、秋田市の下記の各地域とする。

添川、濁川、旭川、新藤田、手形、泉、広面、保戸野

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条

利用者は、管理者、医師、支援相談員、作業療法士、介護職員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

2. 利用者は、事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため事業所に協力しなければならない。
3. 利用者は、身上に関する重要な事項が生じたときは、速やかに管理者または支援相談員に届け出なければならない。

(虐待防止等)

第11条

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
2. 事業所は、サービス提供中に、従業員および擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

第12条

管理者は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全に対して万全を期すものとする。

2. 前項の実施について少なくとも年1回以上の避難訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

る。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(秘密の保持)

第14条

従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を、在職期間中はもとより離職後においても保持するものとする。

2. サービス担当者会議等において、利用者に関する個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(苦情処理)

第15条

事業所は、提供した指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第16条

事業所は、利用者に対する指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者に係る居宅介護（介護予防）支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録するものとする。
3. 事業所は、利用者に対する指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(記録の整備)

第17条

事業所は、設備、備品、従業者、会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2. 指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）計画その他指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から2年間保存するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 18 条

この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人遊心苑と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 13 年	8 月	1 日	改訂
平成 16 年	4 月	1 日	改訂
平成 17 年	4 月	1 日	改訂
平成 17 年	7 月	1 日	改訂
平成 17 年 10 月		1 日	改訂
平成 18 年 10 月 16 日			改訂
平成 19 年	2 月	1 日	改訂
平成 22 年	4 月	1 日	改訂
平成 27 年	8 月	1 日	改訂
平成 30 年	4 月	1 日	改訂
平成 30 年	8 月	1 日	改訂
令和 1 年 10 月		1 日	改訂
令和 5 年	1 月	1 日	改訂
令和 5 年 11 月		1 日	改訂
令和 6 年	6 月	1 日	改訂

[別 表]

遊心苑通所リハビリテーション（介護予防 通所リハビリテーション）料金表

1. 通所リハビリテーション費（介護予防通所リハビリテーション費）等の介護報酬の料金

厚生労働大臣が定める基準額

2. その他の利用料（全額自己負担）

・食費	1食	622円
・おむつ代		実費
・理美容代		
普通長髪（丸刈り含）		1,900円
部分長髪		1,600円
シャンプーセット顔剃り		1,700円
シャンプーセット		1,600円
顔剃り		1,400円
女性カットのみ		1,600円
白髪染のみ		2,400円
普通長髪＋白髪染		4,000円